『北海道の一次産業に就く』「Facebook」運営要領

水産林務部林務局林業木材課

（目的）

第１　この要領は、水産林務部林務局林業木材課（以下「林業木材課」という。）が、ソーシャルメディア「Facebook」（以下「Facebook」という。）を利用して行う一次産業に関する投稿、情報発信に関して必要な事項について定める。

（運営者）

第２　運営者は、林業木材課が行う。

（投稿内容）

第３　林業木材課は Facebook を活用して、公表、公開と前提とする次の情報発信を行う。

（１）一次産業に関する次の情報

ただし、不当に民間の競争を阻害するなど、林業木材課が発信する情報として不適切と認められるものを除く。

ア．一次産業に関するイベント

イ．一次産業の仕事

ウ．一次産業の魅力発信

（２）その他林業木材課林業振興担当課長（以下「担当課長」という。）が適当と認めた情報

２　前項の情報発信は、総合政策部情報統計局情報政策課（以下「情報政策課」という。）が定める「北海道ソーシャルメディア利用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に十分留意して行うものとする。

（投稿手続き）

第４　林業木材課は、情報政策課へのコンテンツフィルタリング規制ＵＲＬ解除の申請を行うものとする。

２　投稿者は、次に掲げる事項を確認した上で投稿しなければならない。

（１）事前に担当課長の承認を得た上で、職場のパソコンからログインし投稿すること。

（２）掲載する画像は、記事に関連するものとし、事前に権利関係を確認の上掲載すること。

（３）記事内にホームページアドレスのリンク先を設定する場合は、次の条件を満たすこと。

ア　投稿内容に関係するものであること。

イ　リンク先の内容が公序良俗に反しないものであること。

ウ　リンクの相手方に事前に了解を得ているものであること。

（セキュリティ対策について）

第５　林業木材課は、公式アカウントにログインするためのＩＤやパスワードなどの利用者情報を、投稿者以外の者に知られることのないよう適切に管理するとともに、定期的に、また投稿者に異動があった場合などは随時にパスワードを変更するなど、その管理に細心の注意を払うものとする。

２　林業木材課及は、道のセキュリティポリシーを遵守し、Facebook を利用するものとする。

（外部対応について）

第６　林業木材課は、Facebook の運用に関する考え方を明示するため、Facebook 上に運用ポリシーを掲示する。

２　投稿した記事に対するコメントが寄せられた場合は、必要に応じて返信するが、全てのコメントに返信は行わない。

なお、コメントに返信する場合は、事前に担当課長の承認を得るものとする。

３　当該アカウントへのリクエストが送られた場合は、必要に応じて承認するが、全てのリクエストに承認は行わない。

なお、承認する場合は、事前に担当課長の承認を得るものとする。

４　記事に対する誹謗中傷等が寄せられ、又はネット上などで発見した場合は、林業木材課は、その対応にあたるとともに、個人的な誹謗中傷又は公序良俗に反する投稿については、削除などの必要な措置を講ずるものとする。

５　その他　Facebook の運用を通じてトラブルが発生した場合は、ガイドラインの５（トラブルが発生した場合の対応例）に基づき、誤解を招くことのないよう、冷静かつ適時に対応するものとする。

（その他）

第６　林業木材課における Facebook の利用に関して、この要領に定めのないものについては、ガイドラインによるものとする。

附　則

この要領は令和６年１月１８日から施行する。